

2022
年度

トピー工業グループ団体保険制度*1

トピー 24



保険料最大28%OFF! ケガ・がんともに補償する安心プラン!

※保険料28%OFF未満の割引率となる保険商品もございます。
詳細はパンフレットの各保険ページにてご確認ください。



傷害総合 補償プラン

「特定感染症特約」がセット
されています!



弁護士費用 補償プラン

日常のトラブルによる
法律相談費用を補償します!



がん補償プラン

オプションで「抗がん剤治療保険金」をセット可能!

【傷害総合保険・新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険は携行品損害補償および弁護士費用補償、新・団体医療保険は介護一時金の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

保険
期間

2022年11月27日 午後4時 から 2023年11月27日 午後4時まで1年間

*1 トピーライフ24は本パンフレットでご案内している各種保険の総称です。
*2 団体割引20%、団体契約による割引10% (傷害総合保険の場合)。

※中途でご加入される場合は裏表紙をご覧ください。

保 険
契約者

トピー工業株式会社

取 扱
代理店

株式会社トピーエージェンシー

新規加入・変更・脱退の際は同封の「加入依頼書」をご提出願います。

既加入内容を変更されない場合は自動継続となります。(加入依頼書提出不要)

TOPY

注目商品

リスクへの備えは万全ですか？ いまこそ加入のチャンスです。

詳しくは本パンフレットの
各保険プランのページを
ご参照ください。

トピーライフ24の概要

トピーライフ24
補償内容一覧表 …… P3

商品内容

傷害総合補償プラン …… P5

お給料補償プラン …… P7

子ども補償プラン …… P8

がん補償プラン …… P9

介護補償プラン …… P11

弁護士費用補償プラン …… P13

ゴルフアープラン …… P18

トピー工業グループ団体扱
保険商品のご案内 …… P19

「よくある質問 (FAQ)」 …… P22

SOMPO

健康・生活サポートサービス …… P23

ご加入にあたって

保険のあらまし …… P24

傷害総合補償プラン
補償内容 …… P25

お給料補償プラン
補償内容 …… P30

子ども総合補償プラン
補償内容 …… P32

がん補償プラン
補償内容 …… P33

介護補償プラン
補償内容 …… P36

弁護士費用補償プラン
補償内容 …… P40

ゴルフアープラン
補償内容 …… P42

加入に際して注意事項 …… P44

ご加入内容確認事項 …… P48

ご加入手続きの流れ …… 裏表紙

おすすめ

傷害総合補償プラン

ケガや特定感染症、法律上の賠償責任などの日常生活のリスクを補償します。



オプション補償 (ホールインワン・アルパトロス費用+住宅内生活用動産・借家人賠償) でワイドな補償がプラスできます。

保険料 **28%割引**
(団体割引 20%、
団体契約による
割引 10%)

お給料補償プラン

国内外を問わず、病気やケガで働けない期間の所得を補償します。



保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

子ども補償プラン

お子さまのケガによる死亡・後遺障害を補償します。また扶養者のケガによる死亡・重度後遺障害の場合、お子さまの育英費用を補償します。



保険料 **28%割引**
(団体割引 20%、
団体契約による
割引 10%)

ゴルフアープラン

ゴルフプレー中、練習中のケガ、賠償、用品の事故を補償します。



保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

大好評

がん補償プラン

おすすめ

現在の医療補償だけでは不足がちな「がん」を手厚く補償する「がん保険」をご用意しました。

なんと日本人の死亡原因のNo.1は「がん」となっています。

いまや早期発見なら「がん」は治る病気といえます。

しかし治療には多額の費用がかかります。

保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

手続き簡単

病気の補償でも告知のみで医師の診査等は不要!

※告知書の内容によりご加入をお断りする場合や特別な条件付のご加入になる場合があります。

介護補償プラン

病気やケガなどにより要介護状態となった場合の介護による急な出費の一時金を補償します。

保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

おすすめ

弁護士費用補償プラン

弁護士へ法律相談したときの法律相談費用や弁護士委任費用を補償します。

保険料 **20%割引**
(団体割引 20%)

トピーライフ24
の特長

POINT 1

割安な保険料

トピー工業グループでのみの割引最大28%

〔傷害総合保険の場合、団体割引20%、団体契約による割引10%〕

※保険料28%OFF未達の割引率となる保険商品もございます。詳細はパンフレットの各保険ページにてご確認ください。

POINT 2

充実補償と豊富なラインナップ

ケガや第三者への賠償責任、病気やケガでのお給料の補償、がんなどワイドで充実した補償。また、さまざまなニーズに合わせて多数の商品から選択できます。

ケガ がん 賠償責任
介護補償 お給料補償 弁護士
【身の回りのリスクに幅広く備えられます】

POINT 3

ご家族の皆さまもご加入できます

お子さまやご家族の皆さまも、ご加入いただけます。

POINT 4


ご退職後も継続補償

ご退職後も在籍中と同様にトピー工業グループ割引を適用してご継続いただけます。

各プランは次ページの一覧表をご覧ください

トピーライフ 24 補償内容一覧表

トピーライフ24なら
あなたにピッタリの
コースが見つかります

補 償 内 容			
ケガ		賠償責任	
入院・通院は1日目から補償			
日常生活によるケガ、 天災によるケガや特定感染症も補償!		思いがけず発生した 法律上の賠償金や 訴訟費用を補償!	
			
階段の踏み外しによるケガ等	勤務中のケガ	水漏れて階下の部屋を汚した等	

死亡・後遺障害	入院	通院	手術	個人賠償責任
○	○	○	○	○

補 償 内 容												
携 行 品	ゴ ル フ 用 品	ホ ール バ ト ロ ス 費 用	所 得 補 償	が ん					介 護 補 償	弁 護 士 費 用 補 償 等		
				入院・通院は1日目から補償 悪性新生物に加えて上皮内新生物も補償!								
												
がん入院					先進医療							

診断保険金	入院	外来治療	手術	先進医療	抗がん剤治療	介護補償	弁護士費用補償等
○	○	○	○	△	△	○	○

保 険 プ ラ ン	補償プラン	補償内容				携 行 品	ゴ ル フ 用 品	ホ ール バ ト ロ ス 費 用	所 得 補 償	が ん					介 護 補 償	弁 護 士 費 用 補 償 等
		死亡・後遺障害	入院	通院	手術					診断保険金	入院	外来治療	手術	先進医療		
傷害 補償 総 合	ファミリーコース	○	○	○	○	○	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—
	カップルコース	○	○	○	○	○	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—
	パーソナルコース	○	○	○	○	○	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—
お給料補償プラン <small>(注) ご退職者の方はご加入いただけません。</small>		—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
こども補償プラン		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
がん補償プラン		—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	△	△	—
介護補償プラン		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
弁護士費用補償プラン		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
ゴルファープラン		○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	—	○ ^{※1}	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 1: ゴルフ場構内・ゴルフの練習・競技または指導中に生じた事故にかぎります。

ゴルフ場、ゴルフ場構内の定義については、43ページ「用語のご説明」欄をご参照ください。

△ 保険金のお支払方法等重要な事項は、24ページの「ご加入にあたって」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

○ 補償されます。 △ オプション(特約)により補償されます。 — 補償されません。

24 傷害総合補償プラン

月払

傷害総合
保 険

ケガや特定感染症、法律上の賠償責任などの日常生活のリスクを補償します。
地震・噴火または津波によるケガも補償します。

基本
補償

合計割引
28%

傷害総合保険は、国内、国外を問わず、ここまで補償します。

ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ補償します。

		パーソナルコース 保険金額					
補償内容		P0	P1	P2	P3	P4	P5
本人	死亡・後遺障害	100万円	200万円	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円
	入院保険金日額 1日目から補償	1日につき 1,500円	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円	1日につき 10,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍					
	通院保険金日額 1日目から補償	1日につき 750円	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 5,000円
ケガ	死亡・後遺障害						
	入院保険金日額 1日目から補償						
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍					
	通院保険金日額 1日目から補償						
配偶者・親族	死亡・後遺障害						
	入院保険金日額 1日目から補償						
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍					
	通院保険金日額 1日目から補償						
賠償その他	携行品損害	30万円(自己負担額1事故3,000円)※新価払					
	個人賠償責任	1億円 ※示談交渉サービスつき(国内のみ)					
	救護者費用	250万円					
基本補償の月払保険料		730円	930円	1,670円	2,380円	3,000円	3,640円

自転車通勤プランをご希望の方はトピーエージェンシーまでお問い合わせください。



[保険期間:1年 団体割引20%、団体契約による割引10%] 職種級別A級、天災危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)、特定感染症危険補償特約セット

ファミリーコース 保険金額				カップルコース 保険金額		
F1	F2	F3	F4	C0	C1	C2
150万円	200万円	400万円	600万円	300万円	500万円	500万円
1日につき 1,500円	1日につき 5,000円	1日につき 6,000円	1日につき 7,000円	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 7,000円
入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍						
1日につき 1,000円	1日につき 3,000円	1日につき 3,500円	1日につき 4,000円	1日につき 1,500円	1日につき 2,500円	1日につき 3,500円
80万円	100万円	150万円	200万円	200万円	300万円	300万円
1日につき 1,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 5,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円
入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍						
1日につき 600円	1日につき 1,500円	1日につき 2,000円	1日につき 2,500円	1日につき 1,000円	1日につき 1,500円	1日につき 2,500円
30万円(自己負担額1事故3,000円)※新価払						
1億円 ※示談交渉サービスつき(国内のみ)						
250万円						
1,770円	3,640円	4,710円	5,770円	1,820円	2,720円	3,490円



オプション ホールインワン・アルバトロス費用

[保険期間:1年 団体割引20%、団体契約による割引10%]

オプションコース (P0~P5コース共通)	補償内容	オプション月払保険料
H30	ホールインワン・アルバトロス費用	280円
H50	ホールインワン・アルバトロス費用	470円

100万円コースをご希望の方は18ページのゴルファープランをご選択ください。

オプション ホールインワン・アルバトロス費用

[保険期間:1年 団体割引20%、団体契約による割引10%]

オプションコース (ファミリー・カップルコース共通)	補償内容	オプション月払保険料
H30	ホールインワン・アルバトロス費用	280円
H50	ホールインワン・アルバトロス費用	470円

※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の補償対象は本人のみになります。

100万円コースをご希望の方は18ページのゴルファープランをご選択ください。

お支払いの対象となる特定感染症

「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(*)をいいます。2022年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。))等が該当します。
(*)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。))であるものにかぎります。

2015年以前に「住宅内生活用動産*1,*2,*3 + 借家人賠償1,000万円(国内のみ補償)」のFKにご加入の方は、同内容で引き続きご加入いただけます。補償内容をご確認されたい場合は、トピーエージェンシーまで、お問い合わせください。

*1:1,000万円 *2:自己負担額 1事故3,000円 *3:新価払

オプションコース	月払保険料
FK(ファミリーコース)	2,280円

トピーライフ 24 お給料補償プラン

月払 所得補償 保 険

突然の病気やケガに備えて、就業不能中の所得を補償するプランです。

① 病気・ケガで入院した場合の所得を補償。(国内外問わず)

② 入院だけでなく医師の指示による自宅療養の場合の所得も補償。

※専業主婦・主夫の方(NC・Cプラン:家事従事者特約セット)は入院のみ対象です。

③ 加入手続きは簡単です。

(健康診断不要。所定の告知書にて手続きいただきます。告知内容・過去の傷病歴等により、ご加入をお断りする場合は、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)

④ 最長1年間補償します。

⑤ 個人でご加入されるよりも安い保険料!

トピー団体割引 **20%** 適用!

⑥ 天災危険も補償! (天災危険補償特約セット)

地震・噴火または津波によって被った傷害による就業不能も補償します。

⑦ 精神障害(うつ病、気分障害、血管性認知症等)による就業不能も補償!

(精神障害拡張補償特約セット)

⑧ 加入者がトピー工業グループ従業員・退職者でしたら、他社で働いている「旦那さま・奥さま」も加入できます!

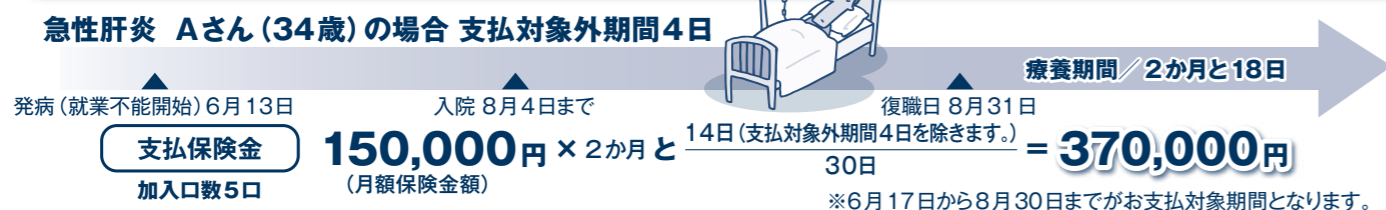
※保険金請求の際には、勤務先から書類のお取付けが必要となる場合がございます。



新型コロナウイルス(COVID-19)に起因する保険金の支払事由に対しては、お支払いの対象となる場合があります。(2022年7月現在)

所得補償保険のお支払いの例

例えば入院から復職までこんなにかかったりするものです!



所得補償保険の保険金額(口数方式)と保険料

【保険期間】1年間 【団体割引】20% 【対象期間】1年

【職種区分】NA、A:事務従事者(職種別1級)>設計技術者・営業社員を含みます。

NB、B:NA、A以外の方(職種別3級)

NC、C:家事従事者(専業主婦・主夫)の方*(職種別1級)

【特約】天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約、家事従事者特約(NC・Cプランのみ)

※主として被保険者(保険の対象となる方)の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方をいいます。(パートの方でも配偶者控除対象の方はご加入いただけます。)

「ご本人さまプラン」は、満15歳以上満69歳以下で有職の方、「家事従事者入院プラン」は、満16歳以上満69歳以下の方がご加入いただけます。

基本補償の保険金額の設定に関しては、31ページをご参照ください。

支払対象外期間4日プラン

支払対象外期間 **4日** 働けなくなった場合、5日目からお支払いの対象となります。

職種区分	口数	1口	2口	3口	4口	5口
NA・NB		3万円	6万円	9万円	12万円	15万円
NC		3万円	6万円	9万円	12万円	15万円

- 加入人数1口につきNA・NBプランは月額3万円が保険金額です。
- NCプランは加入人数1口につき月額3万円が保険金額です。5口が加入限度(15万円)となっております。

1口あたり月払保険料表	ご本人さまプラン			家事従事者入院プラン		
	NA	NB	NC	NA	NB	NC
15歳~19歳	156円	210円	99円	45歳~49歳	567円	765円
20歳~24歳	228円	306円	144円	50歳~54歳	651円	876円
25歳~29歳	255円	345円	162円	55歳~59歳	684円	927円
30歳~34歳	318円	429円	204円	60歳~64歳	702円	948円
35歳~39歳	387円	522円	249円	65歳~69歳	702円	948円
40歳~44歳	483円	651円	309円			

支払対象外期間7日プラン

支払対象外期間 **7日** 働けなくなった場合、8日目からお支払いの対象となります。

職種区分	口数	1口	2口	3口	4口	5口
A・B		10.5万円	21.0万円	31.5万円	42.0万円	52.5万円
C		7.5万円	15万円	—	—	—

- 加入人数1口につきA・Bプランは月額10.5万円が保険金額です。
- Cプランは加入人数1口につき月額7.5万円が保険金額です。2口が加入限度(15万円)となっております。

1口あたり月払保険料表	ご本人さまプラン			家事従事者入院プラン		
	A	B	C	A	B	C
15歳~19歳	473円	641円	218円	45歳~49歳	1,785円	2,394円
20歳~24歳	683円	924円	315円	50歳~54歳	2,058円	2,783円
25歳~29歳	777円	1,050円	353円	55歳~59歳	2,174円	2,940円
30歳~34歳	956円	1,292円	435円	60歳~64歳	2,300円	3,098円
35歳~39歳	1,197円	1,607円	548円	65歳~69歳	2,300円	3,098円
40歳~44歳	1,491円	2,006円	683円			

現在、支払対象外期間7日プランにご加入の方は、再告知により支払対象外期間4日プランへ変更可能です。

- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年7月現在)
- 保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 満15歳以上満69歳以下の方がご加入の対象となります。家事従事者特約では、規定上、被保険者の年齢は保険契約締結時に「満16歳以上満69歳以下」の方にかぎりず。

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がご自身の状態を正確にご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意ください事項」(注意喚起情報のご説明)を必ずお読みください。

トピーライフ 24 こども補償プラン

月払 傷害総合 保 険

Kコース 【保険期間:1年 団体割引20%、団体保険による割引10%】
職種別A級・天災危険補償特約・熱中症危険補償特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット

被保険者	「保険期間の末日において満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」のお子さま ※保険期間の末日において、満23歳以上で「学校教育法に定める学校の学生・生徒」ではないお子さまが加入された場合、ご契約全体が加入時にさかのぼって無効となりますのでご注意ください。 ※扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則としてお子さまと同居されている親権者のうち、その家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりず。
育英費用	国内外を問わず、扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故の発生の日からその日をきめて180日以内に亡くなられたり、所定の重度後遺障害を被られた場合に育英費用保険金をお支払いします。
死亡・後遺障害	傷害事故がもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%)
基本補償の月払保険料	1口 560円 (お子さまは1人あたり3口までご加入できます。)

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットしていますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって被った中毒症状も保険金のお支払対象になります。
※熱中症危険補償特約セットですので日射または熱射による身体の障害も保険金のお支払対象になります。

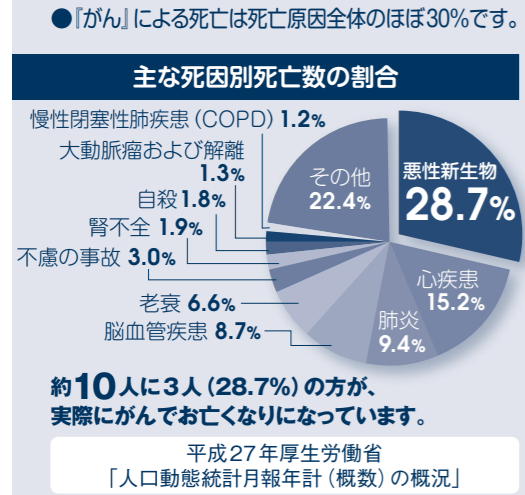
24 がん補償プラン 月払 新・団体医療保険

(医療保険基本特約、がん保険特約等セット団体総合保険)

満70歳以上の方については継続加入のみ加入対象となります。新規加入はできません。がん保険にまだ入っていない、または上乘せ補償をご検討の皆さま。お手軽ながん補償プランをぜひご検討ください。

がんになるとこんなにお金がかかるんです!!

死亡原因のNo.1は『がん』です!



でも 早期発見で「がん」は 治る時代です!



しかし 治療には 費用がかかります!

●「がん」の治療には入院費用の他にも、「差額ベッド代」や「先進医療(技術料)」など公的医療保険が適用されない費用がかかります。

平均入院日数と医療費

	入院日数	医療費
胃がん	約19日	約29万円
気管支がんおよび肺がん	約14日	約23万円
乳がん	約13日	約23万円

公益財団法人全日本病院協会「主な病気と医療費2013年1~3月の平均」

がん補償プランの 4つの特長

- 1 団体契約専用プランで割安!**
[団体割引20%適用]
- 2 白血病や上皮内がん(初期段階のがん)も補償の対象 何度でも診断保険金をお支払いします。**
(2年に1回を限度とします。*)
※2回目以降のがん診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日のがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。
- 3 ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。**
加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
- 4 がんで入院した場合、初日から無制限で保険金をお支払い**



M1コース

[保険期間:1年 団体割引20%]

1口 団体割引20%	補償内容
がん診断保険金 1,000,000円	初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定され治療を直接の目的として入院したとき
がん入院保険金日額 1日につき10,000円	がんの治療を直接の目的で入院したとき(制限日数なし)
がん手術保険金 入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	がんの治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき(一部の軽微な手術は対象外となります。)
がん外来治療保険金 1日につき5,000円	がんの治療を直接の目的として、外来治療を受けられたとき、45日を限度にお支払い(1日につき)
先進医療* 2,000,000円	日本国内において、病气・ケガで先進医療や臓器移植術を受けた場合

M2コース

[保険期間:1年 団体割引20%]

1口 団体割引20%	補償内容
がん診断保険金 1,000,000円	初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定され治療を直接の目的として入院したとき
がん入院保険金日額 1日につき10,000円	がんの治療を直接の目的で入院したとき(制限日数なし)
がん手術保険金 入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	がんの治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき(一部の軽微な手術は対象外となります。)
がん外来治療保険金 1日につき5,000円	がんの治療を直接の目的として、外来治療を受けられたとき、45日を限度にお支払い(1日につき)

[1口あたり月払保険料表]

満年齢区分	保険料
~24歳	170円
25歳~29歳	180円
30歳~34歳	300円
35歳~39歳	400円
40歳~44歳	600円
45歳~49歳	1,050円

[1口あたり月払保険料表]

満年齢区分	保険料
50歳~54歳	1,690円
55歳~59歳	2,390円
60歳~64歳	3,350円
65歳~69歳	4,840円
70歳~74歳	6,000円
75歳~79歳	7,110円

[1口あたり月払保険料表]

満年齢区分	保険料
~24歳	140円
25歳~29歳	150円
30歳~34歳	270円
35歳~39歳	370円
40歳~44歳	570円
45歳~49歳	1,020円

[1口あたり月払保険料表]

満年齢区分	保険料
50歳~54歳	1,660円
55歳~59歳	2,360円
60歳~64歳	3,320円
65歳~69歳	4,810円
70歳~74歳	5,970円
75歳~79歳	7,080円

●保険料は保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
●年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は、中途加入日時点)の満年齢とします。
●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
●*M1コースについては、複数口の加入はできません。M2コースは3口がご加入限度となります。
●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年7月現在)
※先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
<告知の大切さについてのご説明>
○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○告知の内容が正しくない、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

責任の開始について

この保険は、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に保険契約上の責任が開始します(責任開始日)。責任開始日前に「がん」と診断確定された場合には無効(ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となり、保険金はお支払いできません。



オプション 抗がん剤治療保険金 M1コースにのみ追加可能です。

がんが診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、支払限度月数(60か月)を限度として、抗がん剤治療保険金を支払う特約です。

K1コース

[月払保険料表]

満年齢区分	抗がん剤治療保険金5万円保険料
~24歳	20円
25歳~29歳	80円
30歳~34歳	120円
35歳~39歳	190円
40歳~44歳	320円
45歳~49歳	480円

[保険期間1年 団体割引20%]

満年齢区分	抗がん剤治療保険金5万円保険料
50歳~54歳	600円
55歳~59歳	840円
60歳~64歳	1,190円
65歳~69歳	1,590円
70歳~74歳	2,160円
75歳~79歳	2,470円

K2コース

[月払保険料表]

満年齢区分	抗がん剤治療保険金10万円保険料
~24歳	40円
25歳~29歳	150円
30歳~34歳	230円
35歳~39歳	370円
40歳~44歳	630円
45歳~49歳	960円

[保険期間1年 団体割引20%]

満年齢区分	抗がん剤治療保険金10万円保険料
50歳~54歳	1,190円
55歳~59歳	1,680円
60歳~64歳	2,380円
65歳~69歳	3,180円
70歳~74歳	4,320円
75歳~79歳	4,940円

介護補償プラン

月払 新・団体医療保険

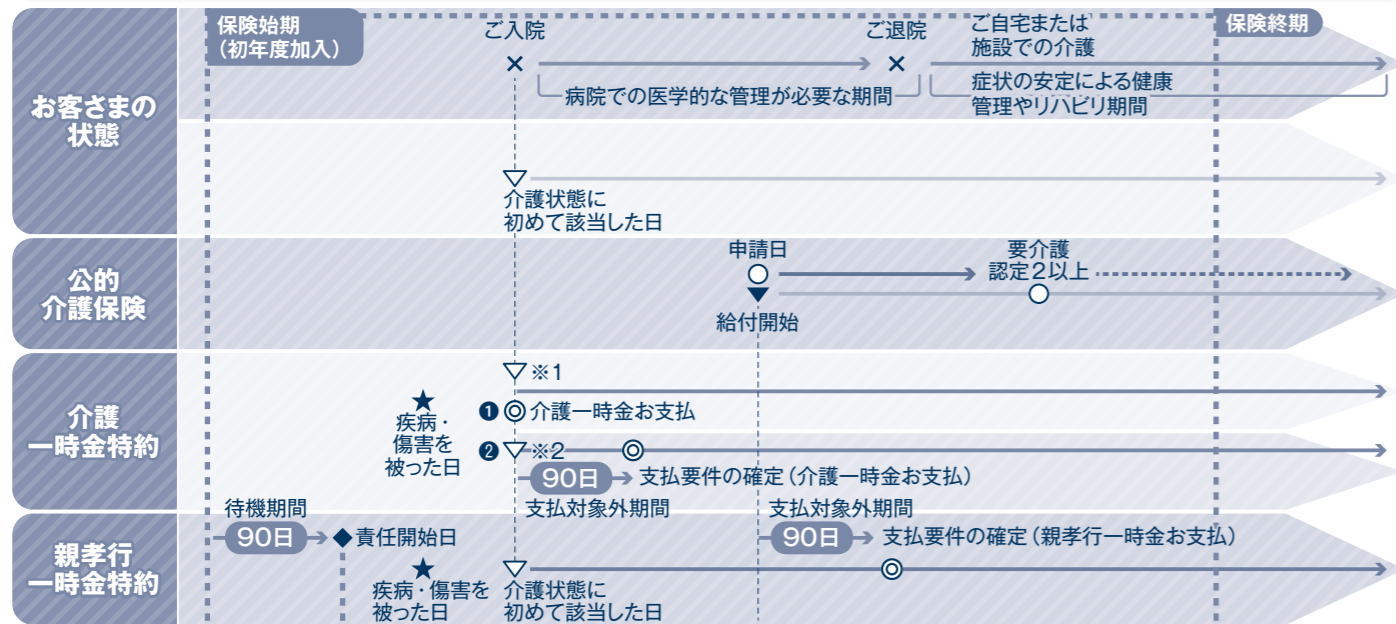
(医療保険基本特約、疾病保険特約、介護一時金支払特約、親孝行一時金支払特約等セット団体総合保険)

- 基本補償(介護一時金+疾病入院・通院補償)内容**
 ■病気やケガなどにより要介護状態となった場合の介護による急な出費(介護用品購入、住宅改修費用、優良老人ホーム入居一時金等)の一時金を補償!
 ■病気による入院(日帰り入院*もOK!)、退院後の通院費用も補償!
*日帰り入院とは、日帰り手術のため、1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
- さらに、親孝行一時金(オプション)をセットすれば、**
 ご両親(実父・実母、義父・義母、同居・別居を問いません。)が要介護認定*されたとき、一時金を補償!
*公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5に該当する認定
- ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。**
 加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
*親孝行一時金にご加入の際も告知が必要となります。
- 基本補償(介護一時金+疾病入院・通院補償)の新規ご加入は、満15歳から満79歳までご加入できます。**
- 親孝行一時金(オプション)の新規ご加入は、満40歳から満79歳までご加入できます。**



新型コロナウイルス(COVID-19)に起因する保険金の支払事由に対しては、お支払いの対象となる場合があります。(2022年7月現在)

介護一時金のお支払いのながれ(例)



※1: 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合
 ※2: 損保ジャパンの定める所定の要介護状態に初めて該当した日

「SOMPO笑顔倶楽部」がご利用いただけます!

MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上でご加入者の皆さまにご提供します。

主なコンテンツ

- ① 認知症知識・最新情報
- ② 認知機能チェック
- ③ サービスナビゲーター
- ④ 認知機能低下の予防サービスの紹介
- ⑤ 介護に関するサービスの紹介

(注1) 本サービスは、サービス利用時点における介護一時金支払特約または親孝行一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。
 (注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
 (注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびサービスパートナー企業が提供するサービスです。
 (注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。
 (注5) 本サービスは2022年7月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。
 (注6) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

公的介護保険は第1号被保険者の65歳以上と第2号被保険者の40~64歳に分かれます。第2号被保険者は16種類の特定の疾病によって要介護状態になったときのみ、公的介護保険を受給することができます。40歳代、50歳代は働き盛り。万が一、交通事故や一般的な病気により要介護状態になったときに備えて、保険のご加入をおすすめします。

基本補償 介護補償

※精神障害補償特約(疾病用) ※介護一時金をお支払いした場合、このプランは失効します。
 [保険期間:1年 団体割引20%]

補償項目	補償内容	D1	D2	D3
介護一時金	病気やケガにより所定の要介護状態に該当した場合(36ページ「介護一時金」「保険金をお支払いする主な場合」参照)	100万円	200万円	300万円
疾病入院 (支払対象外期間0日、支払限度日数180日)	病気により入院したとき(日帰り入院OK、180日限度、初年度契約および継続契約の保険期間通算支払限度日数1,000日限度)	1日につき 1,500円		
疾病手術	病気により手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外)	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
疾病退院後通院 (継続して4日を超えて入院、支払限度日数90日)	病気により継続して4日を超えて入院し、その後通院したとき(90日限度、初年度契約および継続契約の保険期間通算支払限度日数1,000日限度)	1日につき 1,000円		
先進医療	日本国内において、病気・ケガで先進医療や臓器移植術を受けた場合	300万円		

満年齢区分	月払保険料		
	D1	D2	D3
15歳~24歳	170円	180円	190円
25歳~29歳	210円	220円	230円
30歳~34歳	240円	250円	260円
35歳~39歳	260円	270円	280円
40歳~44歳	290円	310円	330円
45歳~49歳	360円	400円	450円

満年齢区分	月払保険料		
	D1	D2	D3
50歳~54歳	490円	580円	670円
55歳~59歳	760円	940円	1,120円
60歳~64歳	1,110円	1,480円	1,840円
65歳~69歳	1,710円	2,340円	2,970円
70歳~74歳	2,910円	4,240円	5,580円
75歳~79歳	5,010円	7,810円	10,610円

※満80歳以上は継続契約のみ加入可能です。

オプション 親孝行一時金

※親孝行一時金をお支払いした場合、このプランは失効します。
 ※被保険者は公的介護保険の対象者にかぎりません。
 ※初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。
 [保険期間:1年 団体割引20%]

補償項目	補償内容	E1	E2	E3
親孝行一時金 (支払対象外期間90日)	公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分2から5のいずれかに該当すると認定され、その状態が要介護認定を受けたその日を含めて90日間を超えて継続したとき	100万円	200万円	300万円

被保険者 満年齢区分	月払保険料		
	E1	E2	E3
40歳~44歳	20円	30円	50円
45歳~49歳	30円	60円	90円
50歳~54歳	60円	120円	180円
55歳~59歳	120円	240円	360円

被保険者 満年齢区分	月払保険料		
	E1	E2	E3
60歳~64歳	250円	490円	730円
65歳~69歳	530円	1,060円	1,590円
70歳~74歳	1,130円	2,250円	3,370円
75歳~79歳	2,360円	4,710円	7,070円

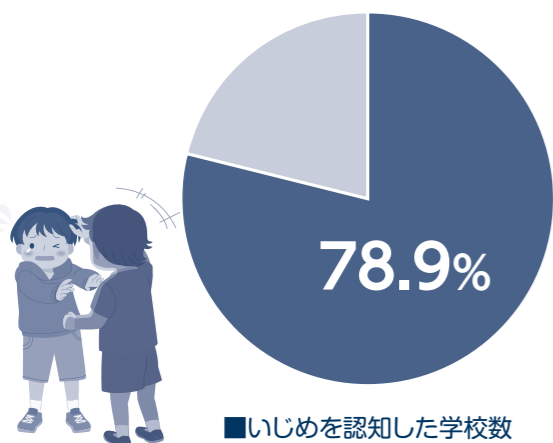
※満80歳以上は継続契約のみ加入可能です。

・保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
 ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
 ・契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 ・親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
 ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年7月)

あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめの認知（発生）件数の推移



全学校数のうち約8割がいじめを認知しています！また、1校当たりの認知件数は14.1件に上ります！

こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、誠実な対応をしてくれない

相手の親とうまく話せるか不安…



出典：令和2年文部科学省初等中等教育局児童生徒課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

ストーカー被害

ストーカー事案の相談等



ストーカー事案は6年連続2万件を超えています。

昔の交際相手からストーカー行為をされている



自分だけで相手を前にして話すのはこわい…

どうしたらいいかわからずパニックになってしまいそう

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

他にも

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

もし私たちのちからになつてくれるものがあつたら…

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起きたことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

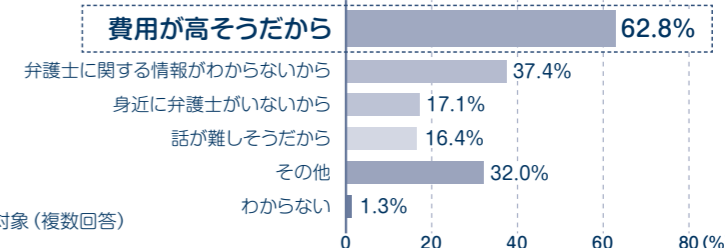
「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象（複数回答）

みなさまの声にお応えして、

弁護のちから

あなたのちからになります！





“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

① 人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあり、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめや誹謗中傷にあり、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

- 初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。
- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

❌ 右記のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
 (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
 (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **100万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 36万9,000円をお支払い

お支払事例②(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **45万円**

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。
 (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
 事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P.24「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
 (注2) 弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.41をご確認ください。

弁護士費用補償(弁護のちから)プラン

被保険者の範囲：
被保険者ご本人 

補償内容と保険料

[保険期間：1年]

補償内容(保険金の種類)		保険金額
R1	法律相談費用 (自己負担額1,000円)	通算 10万円 限度
	弁護士委任費用 (自己負担割合10%)	通算 100万円 限度
団体割引：20% 月払保険料		540円

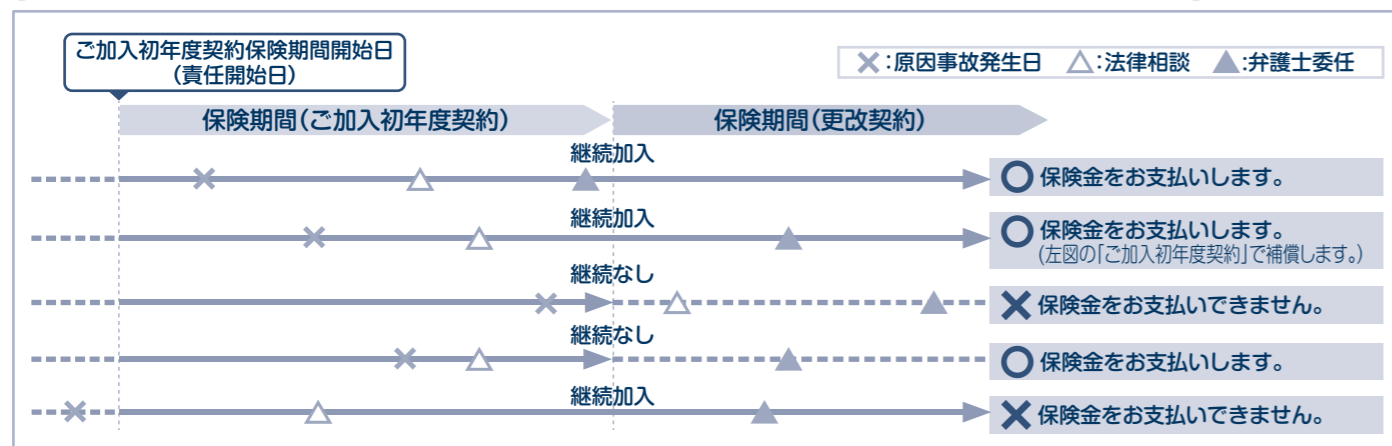
【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

■ 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります(配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。)

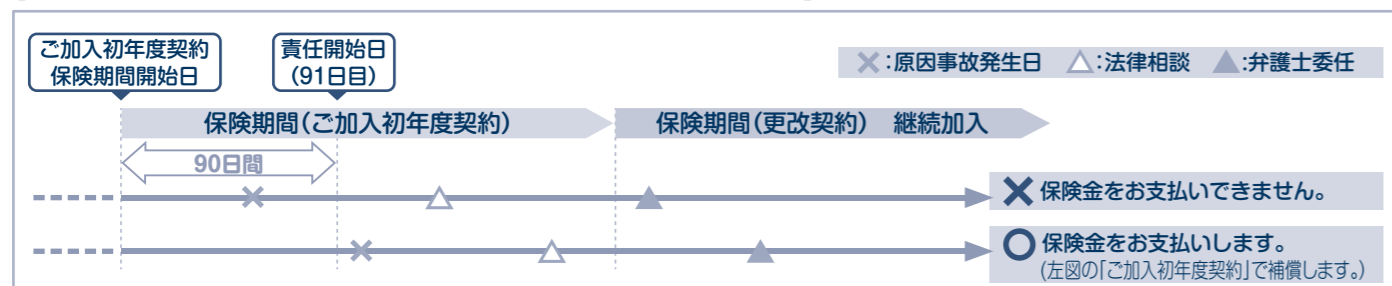
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

トビライフ 24

ゴルファープラン

月払 [ゴルファー 保険]

夢のホールインワンからプレー中の思わぬ事故まで
ワイドに補償します!

ゴルファー
必須のワイドな
補償!



- 練習・プレーも安心。他人への賠償も補償します!
- ゴルフ中の思わぬケガを補償します!
- 練習場・ゴルフ場でのゴルフ用品の盗難等も補償します!
- 夢のホールインワン達成時には記念品の購入費用等をお支払いします!

こんな時、保険金をお支払いします



ご加入コースと保険金額・月払保険料

[保険期間1年 団体割引20%]

		コース・保険金額			
		G25	G35	G55	G100
補償項目	ゴルフ中の賠償責任	5,000万円			
	ゴルファー自身の傷害	死亡 [※]	500万円		
		後遺障害	死亡保険金額の100%~4%		
		入院	7,500円		
	通院	5,000円			
	ゴルフ用品の損害	10万円	15万円	25万円	30万円
	ホールインワン・アルパトロス	25万円	35万円	55万円	100万円
	月払保険料	360円	490円	750円	1,200円

※ 身体傷害の保険金額をいいます。

トピー工業グループ 団体扱保険商品のご案内

団体扱2つの メリット

1 保険料は給与天引きで手間いらず! (ご退職者は口座振替)
保険料は契約始期月の2か月後より、給与天引き(または口座振替)されます。
現金でのお手続きは必要ありません。

2 団体扱分割12回払の場合、一般の分割払契約より約5%おトク!
団体扱分割12回払の場合、一般契約の分割払契約にかかる分割割増5%がかかりません。
また団体扱一括払の場合、さらに5%の割引が適用されます。(団体扱年一括払による割引)



自動車 保険

THE クルマの保険 他

※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、
トピーエージェンシーまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

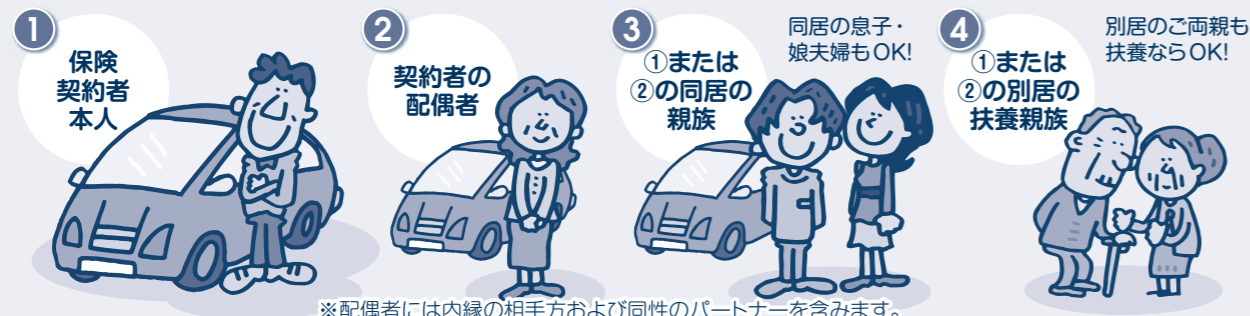
トピー工業グループ 団体扱契約なら

さらに **15%
割引!!**
2023.2.28※
(団体扱割引率を適用)

●等級もそのまま継承!

今までお使いになっているノンフリート等級(無事故による割増引)を継承できます! 他の保険会社からの切替時も継承します!
ただし、一部の共済を除きます。

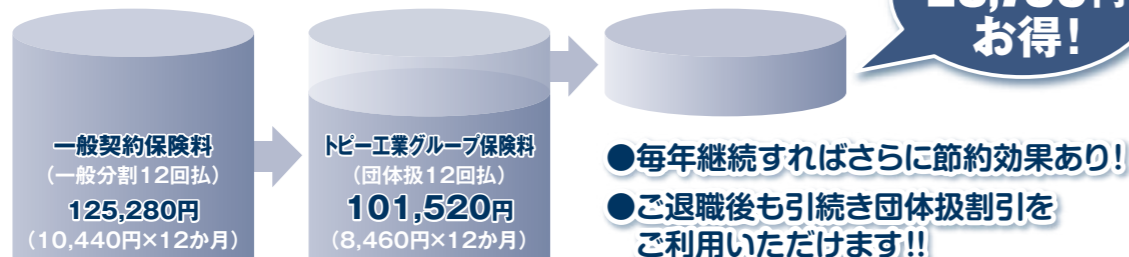
●ご家族の車でも加入が可能!



団体扱割引率は、トピーグループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。団体扱割引率15%は、保険始期が2022年3月1日～2023年2月28日のご契約に適用されます。

●団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、トピーエージェンシーまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険料メリットの例



- 毎年継続すればさらに節約効果あり!
- ご退職後も引続き団体扱割引をご利用いただけます!!

契約条件 お客さまの車種・ご契約条件等によって保険料は異なりますので、あらかじめご了承ください。

<p>【THE クルマの保険(個人用自動車保険)】ノンフリート10等級(45%割引)</p> <p>事故有期間0年 料率クラス(車両:9 対人:7 対物:7 傷害:7)</p> <p>保険期間:2022年8月1日～2023年8月1日 免許の色:ゴールド(割引あり) 年齢条件:35歳以上補償</p> <p>保険始期日時点の記名被保険者の年齢:45歳 使用目的:日常・レジャー 用途車種:自家用普通乗用車 対人賠償・対物賠償:無制限(自己負担額なし)</p>	<p>人身傷害:7,000万円 (人身傷害交通乗用具事故特約:なし)</p> <p>入院定額給付金:10万円 車両保険:一般条件 車両保険金額:220万円(自己負担額0-0万円) 代車等諸費用特約:代車支払限度日額5千円 主な特約:弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、個人賠償責任特約</p> <p>一般口座振替契約:10,440円/月(125,280円/年) 団体扱契約:8,460円/月(101,520円/年)</p>
--	--



火災 保険

THE すまいの保険 他

※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、
トピーエージェンシーまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

お得な保険料でこんなときにこんな補償、だから安心

例えば個人用火災総合保険と地震保険(網線部)をセットにした場合、対象となる建物・家財に対して次のような場合に補償されます。



大切な家財の火災保険のご加入をご検討ください。

建物のみにしか火災保険をつけていない場合、家具や家電製品などの家財の損害は補償されません。また、万が一事故が起きた場合に、家財の損害額は意外と高額になります。

「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。

他にこんな商品も取扱しています

病気で入院した時にも給付金を受取りたいわ

引受保険会社
SOMPOひまわり生命

健康をサポートする医療保険
健康のお守り

引受保険会社
SOMPOひまわり生命

健康をサポートするがん保険
勇気のお守り
がん治療給付型
がん診断給付型

引受保険会社
アフラック【Days1】

**生きるための
がん保険**
Days1

引受保険会社
アフラック【EVER】

医療保険
**EVER
Prime**

保険の詳細な内容につきましては各パンフレット、契約概要等をご覧ください。

ご興味のある商品がございましたら、お気軽にお近くのトピーエージェンシーまでお気軽にご連絡ください!
(パンフレット最終ページの取扱代理店までお問い合わせください。トピーエージェンシーホームページも是非ご利用ください。)
他の保険のご契約状況やご健康状態等によっては、一部お引受が制限される場合もございます。また商品によっては団体扱保険(給与控除)の取扱いができないものもございます。恐れ入りますが詳細はトピーエージェンシーまでお問い合わせください。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら...



仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

トーク画面から事故の連絡
傷害保険のみ対応

24時間いつでも連絡可能

専用アプリなどのインストール不要

ココから連絡！
ご連絡の際は「加入者番号」を必ずご入力ください

保険金請求もチャットで完結

チャット：全保険商品対応
保険金請求：傷害・医療保険

チャットや画像で履歴が残るので分かりやすい

書類の記入・郵送が不要

最短30分でお手続き完了

他にもご請求を簡単・便利に行える機能が充実！

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。
※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

実際にサービスをご利用いただいたお客さまからも好評です！

時間を気にすることなく申請ができて、助かりました

都合のいい時に返信できるのはとてもありがたかったです

迅速な対応でおどろきました。証明書類の画像を送るだけで終わり、とても楽でした

保険会社とのやりとりがトークルームで確認できるので安心でした

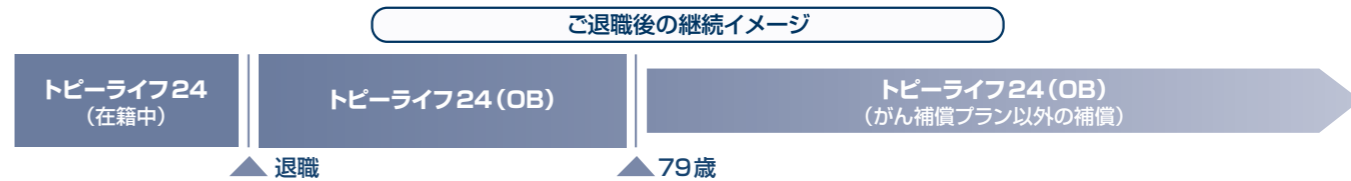


LINEの保険金請求はこちらから

トビーライフ24『よくある質問 (FAQ)』

Q 退職となった場合は、どうなりますか？ 共通

A 一定の条件を満たせば、トビー工業グループのOB団体契約に切り替えてご加入いただくことができます。またその場合、保険料のお支払方法は口座振替となります。



Q 携行品損害や住宅内生活用動産の新価払とは、どのようなものですか？ 傷害総合補償プラン

A 新価払とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な「再調達価額」のことです。それに対して、「時価払」は、同等なものを新たに購入するのに必要な額から、使用や経過年月による消耗分を差し引かず算出した金額をいいます。

Q ファミリーコースの場合、補償される家族の範囲は？ 傷害総合補償プラン

A おケガの補償については、被保険者本人、被保険者本人の配偶者および被保険者本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子となります。また、個人賠償責任については、パーソナルコース、カップルコース、ファミリーコース問わず、ご本人、ご本人の配偶者およびご本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、ご本人またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子、本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）、ただし、本人に関する事故にかぎります。上記いずれかの方が無責任能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）、ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。詳しくは25ページをご覧ください。

Q 保険料はどのように決まるのですか？ お給料補償プラン がん補償プラン

A 保険料は皆さまそれぞれの保険始期日（中途加入日）の年齢によって決定します。5歳刻みの保険料設定となっており、性別による格差はありません。保険料は更新時の保険始期日時点の年齢により、毎年見直しされます。

Q 加入にあたり、医師の診査が必要ですか？ お給料補償プラン がん補償プラン

A 簡単な告知をいただくだけで、医師の診査は必要ありません。しかもご本人以外のご家族がご加入される場合、ご本人がご家族に代わって告知することができます。ただし、告知書の内容によりご加入をお断りする場合や特別な条件付きでのご加入となる場合があります。

Q 個人で加入しているがん保険とどこが違うのですか？ がん補償プラン

A がん補償プランは、トビー工業グループ社員だけの割引が適用されている団体保険であるため、個人でご加入されるよりも割安な保険料でご加入いただけます。ご契約は1年ごとに更新（自動継続）される掛け捨て型です。ただし、満79歳までの継続となります。

Q トビーライフ24の「がん補償プラン」で対象となる「がん」はどのようなものですか？ がん補償プラン

A 悪性新生物や上皮内新生物がこの保険で対象となる「がん」となります。詳しくは、パンフレット34ページの用語のご説明「がん」をご覧ください。

Q 精神障害拡張補償とはどのようなものですか？ お給料補償プラン

A 気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能を補償する特約です。（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの傷害総合補償プラン(傷害総合保険)、こども補償プラン(傷害総合保険)、お給料補償プラン(所得補償保険)または、がん補償プラン(新・団体医療保険)または、介護補償プラン(新・団体医療保険)にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

※ゴルフプランのみご加入の方は対象外です。

**無料でご利用
できます!!**

受付時間 | **24時間・365日**

サービスメニュー

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるという注目をされているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

メンタルヘルス相談サービス

利用時間 平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00
※日・祝日・年末年始(12/29-1/4)はお休みとさせていただきます。
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

メンタルITサポート(Webストレスチェック)サービス

受付時間 24時間・365日
保険ご加入者向けサービス
ストレスチェックはこちら
ホームページにアクセスすることにより
ストレスチェックが実施できます。
[ログイン](#)

ご利用方法

詳しいサービスのご利用案内(通話料無料電話、ホームページアドレス等)はご加入後にお送りする加入者証をご覧ください。

(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) お電話でのご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 本サービスは無料にてご提供しますが、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

トピーライフ
24

ご加入にあたって

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。また加入者ご本人以外に被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: トピーライフ24でご案内している各種商品の構成・正式名称は次のとおりです。

- 傷害総合補償プラン・こども補償プラン**: 傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- お給料補償プラン**: 所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- がん補償プラン**: 団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、がん保険特約等各種特約をセットしたものです。
- 介護補償プラン**: 団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、介護一時金支払特約、親孝行一時金支払特約等各種特約をセットしたものです。
- 弁護士費用補償プラン**: 団体総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約をセットしたものです。
- ゴルフプラン**: 賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約等をセットしたものです。

- 保険契約者 : トピー工業株式会社
- 保険期間 : 2022年11月27日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2022年11月1日(火)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : トピー工業グループの役員および従業員、退職者です。
- 被保険者 : 役員および従業員またはその配偶者・子供・両親・兄弟姉妹およびご本人と同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)を被保険者としてご加入いただけます。
こども補償プランの場合は、「保険期間の末日に満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」のお子さまにかぎります。
傷害総合補償プランファミリーコースの場合は、被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、①同居の親族および②別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子)についても保険の対象になります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
傷害総合補償プランカップルコースの場合は、被保険者本人の配偶者についても保険の対象になります。
※なお、被保険者本人との続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
傷害総合補償プランパーソナルコースの場合は、被保険者本人のみが保険の対象となります。
お給料補償プラン: ご本人さまプランの場合、満15歳以上満69歳以下で有職の方、家事従事者入院プランの場合は満16歳以上満69歳以下の方が対象となります。
なお、家事従事者入院プランは、主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)がご加入できます。
がん補償プラン: 新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
ゴルフプラン: 被保険者本人のみが保険の対象となります。
弁護士費用補償(弁護のちから)プラン: 未成年者を除きます。
- 扶養者 : 育児費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎります。
- お支払方法 : 2023年1月分給与からの毎月控除となります。(全12回払)(退職者の方は口座振替)
- お手続き方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、トピーエージェンシーまでご送付ください。

	ご加入対象者	お手続き方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」、「告知書」*1に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*3	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」*1*2をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1 お給料補償プラン、がん補償プラン、介護補償プランにご加入の場合は必要です。
※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
※3 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等はトピーエージェンシーまでお問い合わせください。

傷害総合補償プラン・こども補償プランにご加入される方はご確認ください。

- 仕事中のおケガも補償される24時間補償となり、職種級別によって保険料が異なる仕組みとなりますので、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 既加入者の方で、次ページの表のA級職種に該当する皆さまにつきましては、前年参考プラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合は、内容をご確認のうえ、加入依頼書をご提出ください。
- また、次ページの表のB級職種に該当する皆さまは、加入依頼書を訂正してご提出いただく必要があります。ご加入に際しての内容や、送付した加入依頼書の修正方法などをトピーエージェンシーまでお問い合わせください。

【職種級別表】

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
<p>※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。</p> <p>※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。</p>	

お給料補償プラン・がん補償プラン・介護補償プランにご加入される方はご確認ください。

●保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の当月27日（20日過ぎの受付分は翌月27日）から2023年11月27日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。（退職者の方は口座振替）
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、トピーエージェンシーまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

傷害総合補償プラン 傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
(注) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さ5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンングライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%~100%）	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数（180日 ^(※) 限度） (※) 入院保険金支払限度日数変更特約（180日）をセットしています。	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、（入院中に受けた手術の場合）の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) (入院中に受けた手術の場合) 手術保険金の額=入院保険金日額×10（倍） (外来で受けた手術の場合) 手術保険金の額=入院保険金日額×5（倍） (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術	

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
手術保険金（続き）	<前ページから続きます。> (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	<前ページから続きます。> (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろつ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症^(※2)をいいます。2022年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎりず。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。 (※2) 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎりず。）であるものにかぎりず。</p>		
携行品損害（国内外補償） ^(注)	偶然な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1) 「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬすみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的的事故 ⑩置き忘れ ^(※) または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
個人賠償責任（国内外補償） ^(注)	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品） ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任

傷害（国内外補償）

物の損害の補償

賠償責任

傷害総合補償プラン(続き) 傷害総合保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 個人賠償責任 (国内外補償) ^(注) (続き)	<p><前ページから続きます。></p> <p>(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。</p> <p>■携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ■データやプログラム等の無体物 ■漁具 ■1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など</p> <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p><前ページから続きます。></p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的故障 置き忘れ^(※2)または紛失 詐欺または横領 雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など <p>(※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
費用の補償 救済者費用 (国内外補償) ^(注)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅^(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救済者^(※3)の現地^(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救済者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救済者のホテル等の宿泊料(救済者2名分、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2) 「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3) 「救済者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※4) 「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

【オプション】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 ホールインワン・アルパトロス費用 (国内のみ補償) ^(注)	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルパトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルパトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1) 「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2) 「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告知、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2) ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <p>●キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なおも、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。))が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4) ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルパトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など</p>
物の損害の補償 住宅内生活用動産 (国内のみ補償) ^(注)	<p>【①損害保険金】 住宅^(※1)内に所在する生活用動産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※3)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1) 「住宅」とは、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。</p> <p>(※2) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。</p> <p>(※3) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注) 保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>【②臨時費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>【③残存物取片づけ費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。</p> <p>【④失火見舞費用保険金】 保険の対象または保険の対象を収容する建物^(※1)から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯^(※2)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額^(※3)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※1) 日本国内にかぎります。</p> <p>(※2) 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬすみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的故障 ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

傷害総合補償プラン(続き) 傷害総合保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	<p><前ページから続きます。></p> <p>(※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(注) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券（小切手を除きます。）、印紙、切手 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 	<p><前ページから続きます。></p>
賠償責任	<p>日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※) 被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎります。）。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。 	<ol style="list-style-type: none"> ①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

お給料補償プラン 所得補償保険

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>所得補償保険（基本補償）^(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> $\text{お支払いする保険金の額} = \frac{\text{保険金額}}{\text{月額}} \times \frac{\text{就業不能期間}}{\text{就業不能期間} + \text{就業ができていない期間} - \text{支払対象外期間}} \times \text{就業不能期間} \times \text{就業不能期間の月数}$ <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能 <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
<p>家事従事者特約^(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合</p>	<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合</p>	<p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能 <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

- 特定疾病等対象外特約について
 - ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 - ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中で削除はできません。
- (削除できない場合の例)
- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合
- など
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

お給料補償プラン（続き） 所得補償保険

●基本補償の保険金額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

(注) 家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額（月額）は15万円が限度となります。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合は、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間（保険金をお支払いする期間）	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ●「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ●「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害をいいます。 (※) 骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休暇、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

<家事従事者特約の場合の「就業不能」「所得」「平均月間所得額」は、下記のとおりです。>

用語	用語の定義
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。

用語のご説明（続き）

<家事従事者特約の場合の「就業不能」「所得」「平均月間所得額」は、下記のとおりです。>

用語	用語の定義
所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平均月間所得額	2022年7月現在、183千円とします。

こども補償プラン 傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

(注1) 「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

●「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

●「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \frac{\text{死亡・後遺障害保険金額}}{\text{保険金額}} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	
特別費用	育英費用（国内外補償） (注1) (注2)	扶養者 ^(※1) が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態 ^(※2) となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1) 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2) 「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注) 「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

(注1) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

こども補償プラン(続き) 傷害総合保険

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

がん補償プラン 新・団体医療保険

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を受けた場合等に保険金をお支払いします。

ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※) を除きます。） ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など (※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
がん入院保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 $がん入院保険金の額 = がん入院保険金日額 \times 入院した日数$	
がん手術保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※2) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 (入院中に受けた手術の場合) $がん手術保険金の額 = がん入院保険金日額 \times 10$ (倍) (外来で受けた手術の場合) $がん手術保険金の額 = がん入院保険金日額 \times 5$ (倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん手術保険金(続き)	<前ページから続きます。> (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	<前ページから続きます。>
がん外来治療保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 $がん外来治療保険金の額 = がん外来治療保険金日額 \times 外来治療を受けた日数$	
抗がん剤治療保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、60か月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。	
がんの補償 費用の補償	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等 ^(※1) を受けたことにより負担した先進医療 ^(※2) の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※) のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興業（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

(注2) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

- 特定疾病等対象外特約について
 - 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 - ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。
- (削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など
- ・ 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

がん補償プラン（続き）

新・団体医療保険

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
責任開始日	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
外来治療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
抗がん剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。
抗がん剤治療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から③までのいずれかに該当する診療行為 ^(※1) をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※3) ②先進医療 ^(※4) に該当する診療行為 ③①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 (※1) 診療行為 ホルモン剤治療を含みます。 (※2) 医科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表 ^(※5) に抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表 ^(※2) においても抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (※4) 先進医療 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (※5) 歯科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

介護補償プラン

新・団体医療保険

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合 ^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態 ^(※2) となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 (入院中に受けた手術の場合) 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10（倍） (外来で受けた手術の場合) 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍） (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※2) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1)	

介護補償プラン（続き） 新・団体医療保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 疾病手術 保険金 （続き）	<p><前ページから続きます。> については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p><前ページから続きます。></p>
疾病 疾病退院後 通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p>	
費用の補償 先進医療等費用 保険金 ^(注2)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※)のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興業（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額
 (注2) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

【オプション】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親孝行一時金	<p>被保険者（本人の親で、加入時に指定された方となります。）が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日（公的介護保険制度に基づいて申請を行った日）からその日を含めて90日を超えて継続した場合、</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親孝行一時金 （続き）	<p><前ページから続きます。> 被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 (注1) 初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目を以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。 (注2) 本特約の被保険者（親）の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）の方となります。 (注3) 保険金支払条件変更特約（親孝行一時金用）がセットされています。</p>	<p><前ページから続きます。> ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

その他ご注意ください

● 特定疾病等対象外特約について

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など

- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html）
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

介護補償プラン（続き）

新・団体医療保険

介護一時金支払特約 要介護状態区分一覧表

■認定基準

●被保険者が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、もしくは下記要介護状態区分A-1からB-2のいずれかに該当する状態となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて保険証券記載の介護一時金支払対象外日数を超えて継続した場合は、この特約、医療保険基本特約および普通保険約款の規定に従い、加入依頼書等記載の介護一時金保険金額を保険金として被保険者にお支払いします。

要介護状態区分	該当条件	公的介護要介護区分（参考）
A-1	寝返り・歩行について全面的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為すべてに全面的な介護が必要	要介護度4もしくは5
A-2	下記*問題行動が10項目以上みられる 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為すべてに全面的な介護が必要	要介護度4もしくは5
B-1	寝返り・歩行について全面的もしくは部分的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為のうち2項目以上に全面的もしくは部分的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれかの行為の際、全面的介護が必要	要介護度2もしくは3
B-2	下記*問題行動が5項目以上みられる 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為のうち2項目以上に全面的もしくは部分的な介護が必要 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれかの行為の際、全面的介護が必要	要介護度2もしくは3

※問題行動

問題行動

①ひどい物忘れがある。
②まわりのことに関心がない
③物を盗られたなどと被害的になることがある。
④作り話をし周囲に言いふらすことがある。
⑤実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
⑥泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
⑦夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
⑧暴言や暴行を行うことがある。
⑨絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
⑩周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
⑪助言や介護に抵抗することがある。
⑫目的もなく動き回ることがある。
⑬自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
⑭外出すると迷子になることがある。
⑮徘徊することがある。
⑯むやみに物を集めることがある。
⑰火の始末や火元の管理ができないことがある。
⑱むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
⑲所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
⑳異食行動がある。
㉑周囲が迷惑している性的行動がある。

■特約失効

●保険金をお支払いした場合、被保険者が実際に要介護状態に該当した日の翌日から特約は失効します。

弁護士費用補償プラン

弁護士費用総合補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象） 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>1 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。</p> <p>3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかでない場合については保険金をお支払いします。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記1に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形</p> <p>左記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>左記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害</p> <p>左記3に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など</p>
法律相談費用保険金	<p>お支払いする保険金の額</p> <p>法律相談^(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p>	
弁護士委任費用保険金	<p>弁護士委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。</p> <p>弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合 10%)</p> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。 (※2) 財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎりです。 (※3) 遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。</p>	

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

弁護士費用補償プラン(続き) 弁護士費用総合補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用補償保険金 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金 (続き)	<前ページから続きます。> (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 (※5) 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。	<前ページから続きます。>

(※) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時												
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時												
2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)												
3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

ゴルファープラン ゴルファー保険

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。
 (注1) ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。
 (注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合								
賠償責任 ^(注)	ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎり)についても被保険者となります。	①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ^(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ^(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など (※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよ、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。								
身体傷害	ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①死亡保険金</td> <td> 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{保険金額の全額}$ </td> </tr> <tr> <td>②後遺障害保険金</td> <td> 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)}$ </td> </tr> <tr> <td>③入院保険金</td> <td> 入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{保険金額} \times \left(\frac{1.5}{1000}\right) \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$ </td> </tr> <tr> <td>④通院保険金</td> <td> 通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{保険金額} \times \left(\frac{1.0}{1000}\right) \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 </td> </tr> </tbody> </table>	①死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{保険金額の全額}$	②後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)}$	③入院保険金	入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{保険金額} \times \left(\frac{1.5}{1000}\right) \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$	④通院保険金	通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{保険金額} \times \left(\frac{1.0}{1000}\right) \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※) のないもの など (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
①死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{保険金額の全額}$									
②後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)}$									
③入院保険金	入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{保険金額} \times \left(\frac{1.5}{1000}\right) \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$									
④通院保険金	通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{保険金額} \times \left(\frac{1.0}{1000}\right) \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。									

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

ゴルファープラン（続き） ゴルファー保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ用品 ^(注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価^(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎり）</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>（※）「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>（注）ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害</p> <p>③置き忘れまたは紛失によって生じた損害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害</p> <p>⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など</p>
ホールインワン・アルバトロス費用 ^(注)	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。） ②祝賀会費用^(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。）</p> <p>（※1）この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>（※2）この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません）、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>（※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告知、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>（注1）ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。</p> <p>（注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <p>●キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所・ゴルフ場の個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者^(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>（※）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>②ゴルフの競技または指導を職業としている方で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p>

（注）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （注）ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。

用語のご説明（続き）

用語	用語の定義
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ●急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ●偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ●外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1.クーリングオフ（共通）

この保険はトピー工業株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項（告知義務等）

【各プラン共通】

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者^(※1)には、告知事項^(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※1）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
（※2）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

【傷害総合補償プラン・子ども補償プラン共通】

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等^(※)の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【お給料補償プラン・がん補償プラン・介護補償プラン共通】

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務（お給料補償プランのみ）^(※1)

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するが不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※2)の加入状況

（※1）家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。

（※2）お給料補償プランにおける「他の保険契約等」とは、個人用傷害

所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（※）がん補償プラン、介護補償プランにおける「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。

③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

【がん補償プラン】

- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんが診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)*となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年が経過し、その期間内に被保険者ががんが診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- がんが診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【ゴルフプラン】

- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。身体傷害補償の死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【お給料補償プラン】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご契約された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外となっている疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【介護補償プラン】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- 親孝行一時金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
- (注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【弁護士費用補償プラン】

- ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- (注) ホールインワン・アルバイト費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバイトに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)*を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>(お給料補償プラン以外の場合)
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガやすでに存在していたケガ、後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【傷害総合補償プラン・子ども補償プラン共通】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)*は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)*、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【子ども補償プラン】

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

【お給料補償プラン】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)*は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注) 家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合

4.責任開始期

- 各プラン共通
- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、(注) 中途加入の場合は毎月20日までの受付分は受付日の当月27日(20日過ぎの受付分は翌月27日)に保険責任が始まります。

【がん補償プラン】

- がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、等については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

【共通】

- 事故が発生した場合(ホールインワン・アルバイト費用補償については、ホールインワンまたはアルバイトを行った場合)、保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(がんが診断確定された日、入院を開始した日、手術を受けた日、事故が発生した日、就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、就業不能の程度、疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバイトを達成した場合 ホールインワン・アルバイト証明書、アテスコ済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など

	必要となる書類	必要書類の例
③ 続き		④法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度、保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【傷害総合補償プラン】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署に届け出てください。
- (注) 個人賠償責任を補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- *借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

【お給料補償プラン】

- 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、左記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【弁護士費用補償プラン】

- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

【ゴルフプラン】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。
 - ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書

同伴競技者1名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

2. 費用支払を証明する書類

3. アテスト済のスコアカード(写)

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

(※1) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

(※2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。

①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)

②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフの個別確認が可能なので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)

(※3) そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※4) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

【介護補償プラン】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、トピーエージェンシーまでご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から

すでに過ぎた期間)に相当する月割保険料を精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

●傷害総合補償プラン・子ども補償プラン

ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●お給料補償プラン

ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

●プラン共通

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●傷害総合補償プラン・子ども補償プラン・お給料補償プラン・がん補償プラン・介護補償プラン・弁護士費用補償プラン

この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、傷害総合補償プラン、子ども補償プラン、弁護士費用補償プラン(傷害総合補償プランにセットした場合)は保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が、お給料補償プラン、がん補償プラン、介護補償プラン、弁護士費用補償プラン(がん・介護補償プランにセットした場合)については保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

●ゴルフプラン

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額
- 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合補償プラン・子ども補償プランにご加入される場合】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

傷害総合補償プラン(ファミリーコース・カップルコース)にご加入される場合

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

お給料補償プランにご加入される場合

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

傷害総合補償プランで『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をオプションでセットした方やゴルフプランにご加入になる場合のみご確認ください

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。
【注意事項】ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ご加入手続きの流れ

- 「新規にご加入いただく場合」、「継続加入を行わない場合」や「ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して加入を行う場合」は、加入依頼書にご記入のうえ、トピーエージェンシーまでご送付ください。
- ご加入の際は、被保険者の生年月日、性別等加入依頼書の記載内容に変更がないか十分ご確認ください。



中途加入・内容変更手続きについて

- 中途加入・内容変更等は、随時受け付けております。トピーエージェンシーまでご連絡ください。
中途加入の場合、加入日は毎月27日となります。その場合、加入日の翌々月から給与控除(ご退職者の方は口座振替)となります。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

株式会社トピーエージェンシー 本社

〒141-0032 東京都品川区大崎1-2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 6F

TEL.03-5436-0212 FAX.03-5436-0215

メール hoken@agency.topy.co.jp

HP <http://www.topy-agency.co.jp/>

本社 TEL.03-5436-0212 / TEL.(無料)0120-959-766

東海支店 TEL.0532-25-0150(豊橋製造所内:内線6641) FAX.0532-25-3421

綾瀬事業所 TEL.0467-78-1111(綾瀬製造所内:内線252)

豊川事業所 TEL.0533-89-4282(豊川製造所内:内線2533) FAX.0533-89-4283

北越メタルグループの皆さまはこちらへ

新潟営業所 TEL.0258-24-7829 FAX.0258-24-7129

(受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

企業営業第四部第二課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL.03-3231-4111 FAX.03-3231-9891

長岡支店 長岡支社

〒940-0064 新潟県長岡市殿町2-4-1 損保ジャパン長岡ビル3階

TEL.0258-35-7121 FAX.0258-37-2535

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約しおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。